

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

軽中等度難聴児者に対する補聴器購入助成制度
自治体独自制度の全国調査

研究分担者 氏名：福島邦博

所属：医療法人 さくら会 早島クリニック

研究協力者 氏名：蒲生貴行

所属：公益財団法人テクノエイド協会

研究要旨

背景：身体障害としての補装具の対象ではない、軽中等度難聴患者に対して自治体独自の制度による補聴器購入費助成の動きが広まりつつあるため、制度の概要についての調査を行った。

方法：全国の自治体を対象に、質問紙方式での調査を行い、自治体独自方式による補聴器購入費助成制度事業の実態を調査した。回答は320自治体（全体の18.6%）からの有効回答があった。

結果：回答のあった自治体のうち、小児の購入費助成制度は整備されている地域が多かったが、成人では27.8%に留まった。対象には所得制限を設けている地域が多く、非課税世帯を対象にするもの等が見られた。成人の場合高齢者を念頭に制度設計が行われている自治体が多く、助成金額は、10,000円から128,000円と幅広い違いが見られた。制度を有する自治体での昨年度実績（実施件数）は一自治体あたり平均45.9件であったが、大きなばらつきが見られた。小児の制度では、両耳補聴器を補助対象にしている地域が多いが、補聴援助機器を含むのは57%の自治体であった。

A. 研究目的

身体障害者福祉法で定義される聴覚障害は、聴力レベルおよび語音明瞭度によって定義されており、平均聴力レベル 70dB 以下、ないしは語音明瞭度 50%以上の聴力である場合にはこの定義による聴覚障害者には該当しない。一方で、世界保健機関（WHO）による聴覚障害者の定義は、平均聴力レベル 40dB 以上とされ、ギャップが存在する。近年、難聴を抱える市民への福祉的支援を目的に多くの自治体が独自の補聴器購入費に対する補助制度を開設して、補聴器購入に関連する経済的な負担軽減を試みるようになってきている。こうした制度は、身体障害者を対象にした補装具制度とは異なるものの、補完的に作用したり、相互に影響を与え合ったりすることが考えられるため、その現状について調査することは本研究事業のためにも重要なトピックスである。本研究では、現在各地の自治体で独自に進んでいる補聴器購入費助成制度についてのオンライン調

査を行い、特にその実施内容についての調査を行ったため報告する。

B. 研究方法

全国 1741 の地方自治体における福祉担当部局の職員に対してメールで調査票の記入を依頼した。調査期間は、2024 年 11 月 27 日から 12 月 27 日までとし、調査票の返送は、オンライン上の回答サイト（Microsoft フォーム）での回答ないしは書面に記載の上、メールでの返送を受ける形で行った。

C. 研究結果

最終的に320自治体（18.6%）からの有効回答が得られた。

1) 購入助成制度の有無

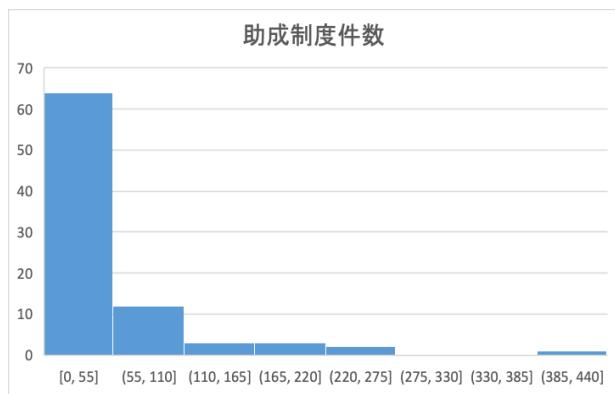
回答が得られた自治体のうち、小児における購入助成制度を設けている自治体は、全体の91%であり、大半の自治体で小児に対しては独自制度の整備が進んでいた。65%の自治体では支給に所得制限（最頻

値は市民税額46万円以上)を設けているが、86%の自治体では両耳での支給を可としていた。補聴援助機器に対する助成は57%で可とされており、可否が拮抗するデータとなっていた。

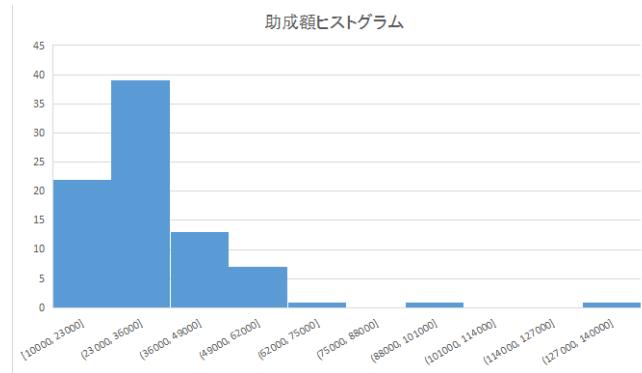
一方で成人に対する助成制度は、320自治体のうち89自治体(28%)が「あり」と答えていた。成人の場合の助成制度は、「65歳以上」で、事実上高齢者を対象とするものが72%で最も頻度が高いが、次いで21%は「18歳以上」として全ての年齢層を対象としていた。成人の助成制度では、65%の自治体で対象の所得制限が設けられていたが、そのうち所得税非課税所帯に対する助成としているものが19自治体(33%)と最も多かった。

助成内容では、両耳の補聴器への助成を可とするものが、89自治体のうち53自治体(60%)と過半数を占めた。一方で補聴援助機器までも助成制度に含める自治体は少なく、7自治体(8%)であった。

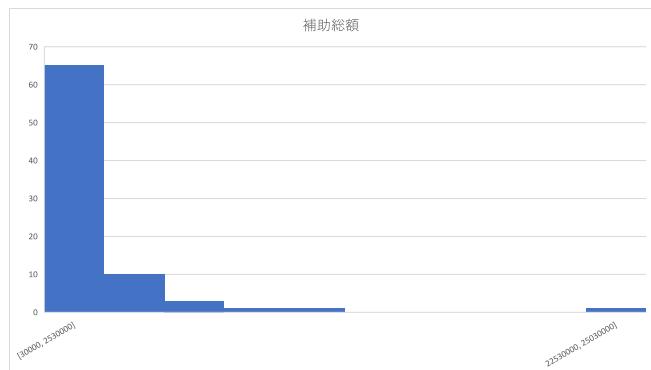
89自治体には実際の助成件数についても調査を行った。施行期間が短く、一年に満たない自治体については、一年分の件数に換算して推定実施件数として計算した。一自治体あたり、一年間の補助件数は平均45.9件(最小0件最大397件)であり、ほとんどの自治体が年間60件以内の助成件数であった。



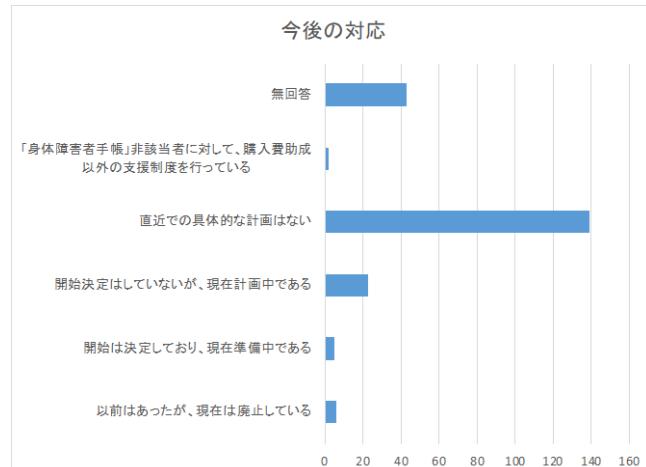
助成金額の上限も自治体によって大きな違いが見られる。助成の実施がある89自治体での平均助成金額は32,540円(少數点以下切り捨て)最小10,000円～最高128,000円までと大きな幅が見られた。ヒストグラムでは最頻値は2万円から3万円のレンジであると考えられた。



令和6年度の補助実績はこのため自治体毎に大きく異なるが、平均1,668,493円(小数点以下切り捨て最小30,000円 最大23,101,831円)であり、ヒストグラムではほとんどの自治体が総額で250万円以下の補助実績であった。これを高齢人口(自治体総人口×高齢化率)で除して高齢人口あたりの補助金額として計算すると、平均188円(最小1円最大1,716円)で、同様にヒストグラムで分布を確認するほとんどの自治体が300円以下となっていた。



最後に、調査時点での助成制度を持たない218自治体を対象に今後の意向調査を行った。



「直近での具体的な計画はない」とする自治体が

139と最多ではあったが、現在準備中・計画中の自治体が28（12.8%）あり、今後も次第に助成制度を開始する自治体が増えることが予想される。

D. 考察

加齢性難聴に対する補聴器購入費助成金制度の目的は、経済的負担を軽減しながら、聴覚障害者にとって必要な機器入手しやすくなることであり、全国では調査時点での割合で3割弱の自治体で独自の助成制度が実施されており、各自治体の助成額は平均的には3万円前後となっていることが概観された。一般に普及機とされる市販補聴器が、平均15万円前後の価格設定であることを考えると、補助金額は自己負担費用の20%程度にとどまるとして推定される。助成金でカバーされる割合の低さを考えると、この助成制度が補聴器の普及にどのようなインパクトを持つかは注視する必要がある。現実には、より低価格帯の補聴器がこの種の事業の対象となれば、助成率を上げることにもつながり、こうした事業がより活用しやすくなる事が想定される。

現在、国際的にはヨーロッパを中心に様々な国で国家レベルの助成制度が実施されている。ヨーロッパ諸国では、①補聴器購入費助成制度（デンマーク・ノルウェーなどでは全額、ドイツ・イタリアでは一部の補助金制度）の他に、②医療費として補聴器購入をカバーする制度（ドイツなど）や、③国が補聴器を購入した上で現物支給する制度等（英国・ニュージーランドなど）が実施されている。一方、米国では、OTC（Over The Counter）補聴器を導入することによって、より価格を下げる事によって購入のための費用的ハードルを下げようとする枠組みについての整備が進んでいる。

こうした取り組みは加齢性難聴患者の補聴器へのアクセスを容易にする方法ではあるが、一方で補聴器所有者の5%から24%が補聴器を使用せず、補聴器の「所有」が必ずしも「使用」につながらないと言う問題がある。こうした事実を背景に、補聴器の使用を促進するための試みは国際的に行われているが、コクランの系統的レビューの評価では、37件の介入試験のいずれも補聴器の使用を改善しなかった。現

実に存在する加齢性難聴の、難聴者の孤立・QOLの低下・認知機能への影響等への補聴器による介入を可能にするためには、①加齢性難聴の効率的なスクリーニング方法の確立、②低い自己負担額で補聴器の入手を容易にする枠組み、③自己所有補聴器を有効に活用できるリハビリテーションの枠組みの3つが重要であると考える。

E. 結論

身体障害者に該当しない、軽中等度難聴者に対する補聴器購入費助成事業が、自治体独自方式として広がっている事を背景に、この事業の概要を調査した。回答は320自治体（18.6%）からの有効回答のうち、小児の購入費助成制度は91%で整備されている一方で、成人では89自治体（27.8%）に留まったが、実施を検討している自治体は10%程度に見られ、今後も増加していくことが考えられた。89自治体のうち、助成対象に所得制限を設けている地域が65%を占め、非課税世帯を対象にするもの等が見られた。補助金額は、10,000円から128,000円と幅広い違いが見られ、概ね20000円から30000円程度の助成額を設定している地域が多かった。制度を有する自治体での昨年度実績では一自治体あたり平均45.9件、補助金額では168万円であった。こうした自治体の補助制度が実際に実効性を持った手法として成立するためには、より低価格の補聴器が入手しやすくなる事が必要であり、またスクリーニングやリハビリテーションも含めた包括的な支援策が必要となると考えられた。

F. 健康的危険情報

（分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入）

G. 研究発表

1. 論文発表
該当なし
2. 学会発表
該当なし

- H. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）
- | | |
|-----------|--------|
| 1. 特許取得 | 該当なし |
| 2. 実用新案登録 | 該当なし |
| | 3. その他 |